電子契約の案内について

入札参加者の皆様へ

城陽市では、DX推進の観点から管財契約課で扱う入札(見積徴収)で、契約締結日が令和6年4月 1日以降の契約については原則、電子契約による締結とさせていただきます。

電子契約には、契約書の<u>製本・押印・持参(郵送)の手間及びコストの削減</u>だけでなく、<u>印紙税が不</u> 要といったメリットがあります。

落札された業者は、「<u>電子契約利用承諾書</u>」に必要事項をご記入のうえ、<u>落札後、2開庁日以内(原</u> 則)までに下記メールアドレス宛にデータ添付にてご提出ください。

電子契約利用承諾書提出先メールアドレス: nyusatsu-keiyaku@city.joyo.lg.jp

電子契約システムへのログインID・パスワードの設定等は不要です。 受注者の作業は次の3つだけです。

- ①落札後、市へ電子契約利用承諾書をメールで提出する。
 - ※建設リサイクル法の対象工事は、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」も併せて提出。
 - ※建築士法第22条の3の3に該当する業務は、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」 も併せて提出。
 - ※「法第13条及び省令第4条に基づく書面」または「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の対象事業の場合は、仕様書等と併せて市から事前に様式を掲示します。
- ②電子契約システムを通じて市から電子契約利用承諾書に記載のメールアドレスに確認依頼メールを 送信するので、受信メールから電子契約システムにアクセスし、契約書類の内容を確認し、承認す る(「書類の内容に同意」ボタンを押下)。
- ③契約締結が完了すると、締結完了メールが送られてくるので、添付されている電子署名が施された 締結済PDFファイルを保管する。

城陽市が採用しているSMBCクラウドサイン(株)の電子契約システムは、地方自治 法施行規則が求める「電子署名法第2条第1項に定める電子署名」に該当すると国が認 めたシステムです。

※契約締結後、市からアンケートの依頼メールを送った場合は、電子契約の事務フロー の検証及び改善のため、必ずアンケートにご協力いただきますようお願いします。 発注者(市) 受注者

「電子契約利用承諾書」を受領

電子メール

落札後、「電子契約利用承諾書」 をメール添付にて提出(案件ご と)

※建設リサイクル法の対象工事は、 「法第13条及び省令第4条に基 づく書面」も併せて提出

※該当する場合は、「建築士法第 22条の3の3に定める記載事 項」も併せて提出

電子契約システム (SMBCクラウドサイン)

契約書類を電子契約システムに アップロード ※工事の場合は、「誓約書」、 「法第13条及び省令第4条に 基づく書面(該当する場合の



み)」も併せてアップロード

確認者・契約締結権者(承認者)のメールアドレスを設定。



受信メールから電子契約システムにアクセス(ID・パスワード不要)し、契約書類を確認・承認



契約締結

電子メール

契約締結の旨通知 ※電子署名が施された締結済PDFファイルを添付





契約書類をダウンロード・保管